

## 後期高齢者医療事務に関する特定個人情報保護評価書について寄せられた ご意見と本市の考え方

### 1 意見の募集期間

平成27年6月15日（月）～平成27年7月14日（火）

### 2 公表場所

#### (1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局保険医療部保険企画課（本庁舎4階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

#### (2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/rouken/mynumber.html>

### 3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

### 4 意見数等

#### (1) 提出者数

2名

#### (2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0人	0人	1人	1人	2人

#### (3) 意見総数

13件

### 5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

## ご意見の概要と札幌市の回答(後期高齢者医療事務)

(平成27年6月15日～7月14日実施)

※ご意見は原文を簡略化したり、類似意見をまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
1	個人情報流出が続いておりマイナンバーによる情報連携に不安があるため、マイナンバー制度はやめるべきだ。(類似意見2件)	マイナンバー制度においては、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、法制度とシステムの両面から、必要な対策が講じられています。本制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するとともに、行政の効率化につながる重要な社会的基盤となるもので、法ですべての地方自治体に対応が義務付けられています。
2	マイナンバー制度を知らない人がたくさんいる。	国においては、TVや新聞等の広告媒体を利用した広報を行っているほか、ホームページやコールセンターなどでも制度周知を行っています。マイナンバーが通知される今年10月やマイナンバーの利用が始まる来年1月に向けて、さらに活発に広報活動が行われる予定です。本市においても、広報さっぽろや出前講座などにより継続して周知を行ってまいります。
3	「マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため様々な対策を講じます」とはどのような対策なのか。	下記の観点から対策が行われております。具体的な対策内容は評価書をご覧ください。 ・個人情報は従来どおり、それぞれの機関で保管されます。 ・情報連携はマイナンバーをしません。 ・情報のやり取りは暗号化します。 ・システムにアクセス可能な者を制限・管理いたします。
4	意見募集は高齢者に非常にわかりにくい内容だ。全国一律の様式はやめてもう一度意見公募をやるべきだ。	意見募集は、広く市民から意見を求めるための制度で、可能な限り詳細な内容を分かりやすく記述するよう心掛けておりますが、国の特定個人情報保護委員会により示された様式の中で、高齢の方にもわかりやすい記述となるよう心掛けてまいります。また、番号制度を広く知っていただくための広報にも努めてまいります。 意見募集のやり直しにつきましては、国が定めたスケジュールに従い運用開始準備を進める必要があることから、行う予定はありません。
5	評価書「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」以降に複数ある「リスクへの対策は十分か」という項目の選択肢、「特に力を入れている」、「十分である」、の差は何か。	特定個人情報保護評価指針の解説別添4(評価書の記載要領)で、以下のとおり選択の基準が示されています。 ・評価実施機関としてこのリスクへの対策に特に積極的に取り組んでいる場合は、「特に力を入れている」を選択。 ・評価実施機関としてこのリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択。 ・評価実施機関としてこのリスクに対して、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択。
6	委託・再委託における責任の所在はどこにあるのか。	事案にもよりますが、委託先については本市に監督責任があり、再委託先は本市も間接的な監督責任を負いますが、原則、委託先が責任を負うこととなります。

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
7	マイナンバーがなくても事務が行えるのではないか。その場合、「自治事務」になるのか。	マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であるということを正確かつスムーズに確認するための基盤となるため必要です。マイナンバーの指定や通知、個人番号カードの交付などは法定受託事務となりますが、後期高齢者医療事務は法令に基づく自治事務です。
8	漏えい・紛失するリスクにおいて、窓口端末における職員認証とログイン記録が抑止効果となる、とあるが、リスクの軽減であってまったく無いとは言えないということか。	職員認証やログイン記録などのハード面、職員研修や監査、複数人でのチェックなどのソフト面、両面に対応することによりできる限り漏えい等のリスクを減らします。
9	評価書「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「3.特定個人情報の使用」にある札幌市個人情報保護審議会による札幌市個人情報保護条例に基づく手続きとは具体的に何を指すのか。	札幌市情報公開・個人情報保護審議会は、外部の学識経験者等で構成する附属機関です。札幌市個人情報保護条例では、電子計算機による個人情報取り扱い事務の処理を変更しようとする場合に審議会の意見を聴く等の手続きが必要となります。しかし、特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められない限り行われなことから、評価書の記載はそうように改めさせていただきます。
10	中間サーバーによる情報のやり取りは危険ではないのか。	中間サーバーはインターネットとは接続されていないネットワークを使用し、不正アクセス等に対して十分なセキュリティ対策が講じられているため、中間サーバーからの情報流出のリスクは低いと考えます。
11	情報連携でやり取りした個人情報が漏えいした場合、責任の所在はどこか。万が一情報が漏えいした場合、どのような措置になるのか。	個人情報の安全管理は、情報を保有する各機関の責任で行うこととなります。個人情報が流出した際の対応は、事件・事故の内容により異なりますが、本市の関係部や委託先等が連携して事態の把握や被害の拡大防止に取組みます。また、万が一流出した場合は、番号を変更することで被害の拡大防止を図ります。損害賠償や補償については事案の内容により個別に判断することとなります。